

京 都 市 建 築 審 査 会

令 和 6 年 度 第 7 回 会 議 議 事 録

1 日 時

令和6年11月15日（金曜日） 午後1時30分から午後3時45分まで

2 場 所

京都市役所本庁舎1階 第2会議室

3 出席者

【委員】

高田会長、湯川会長代理、奥委員、新関委員、岡委員、牧委員

【事務局】

上原建築指導部長、藤村建築指導課長、門川建築相談・道路担当課長、佐藤建築審査課長、
中島建築安全推進課長、鶴田調査係長、青木建築相談第二係長、能谷確認指導係長、他2名

【処分庁】

小西道路第一係長、大河内道路第二係長、奥山企画基準係長、他1名

【参考人】

中西消防同意係長（消防局予防部指導課）

【傍聴人】

なし

4 議題

(1) 事務局からの報告事項

- ア 同意済案件に関する状況報告
- イ 前回会議の議事録の確認
- ウ 全国建築審査会長会議に関する報告
- エ その他報告事項

(2) 同意案件に関する審議

建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可（農業用倉庫：伏見区1件、専用住宅：
北区1件）

(3) 包括同意案件に関する報告

- ア 建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可（専用住宅：右京区1件）
- イ 特定通路における建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：山科区1件）

(4) 包括同意案件に関する報告

建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく許可（小学校：上京区1件）

(5) 事前相談

建築基準法第43条第2項第2号の許可について（東山区）

(6) 令和6年度第1号及び第3号審査請求事件に関する審議

(7) 令和6年度第2号審査請求事件に関する審議

5 公開・非公開の別

議題のうち(1)~(4)は公開、(5)~(7)は非公開

6 結果

(1) 事務局からの報告事項について

ア 同意済案件に関する報告を受けた。

イ 前回会議の議事録を確認した。

ウ 全国建築審査会長会議に関する報告を受けた。

エ その他報告事項

次回会議は令和6年12月20日(金)「京都市国際交流会館」で開催することとなった。

(2) 同意案件に関する審議について

建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可(農業用倉庫:伏見区1件、専用住宅:北区1件)

ア 報告の概要

建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可について、処分庁から資料提示及び説明を受けた。

イ 報告の結果:同意

ウ 質問等

【農業用倉庫:伏見区 議案第9006号】

委員:申請地北側の東西に走る京都市道に接道しているということにはならないのか。

処分庁:幅員4メートル未満であるため、建築基準法第42条第1項第1号道路にはならず、建築基準法上は非道路である。申請地からこの通路を経由して法上の道路へつながっている状況である。

委員:通路の基準ではなく、広い空地の基準で許可するのか。

処分庁:今回の計画は更地新築であり、通路の許可基準には合わないが、広い田畑に囲まれた敷地に農業用倉庫を建てることは、広い空地の許可基準を満たしていると判断している。一般的に田畑に設ける農業用倉庫の場合、道路からのアクセスが重要な要素ではないこともあり、広い空地の許可基準の適用を考えている。

会長:ほかに意見がなければ、同意としてまとめてよろしいか。

(異議なし。)

会長:同意とする。

【専用住宅:北区 議案第9007号】

委員:カーポート等は全て撤去するという事で良いのか。

処分庁:そのとおりである。

委員:通路の所有者は、今回申請場所の所有者と一緒にするのか。

処分庁:一緒である。

委員:公図を見ると、1番と25番1が離れているが、実際は一つの敷地なのか。

処分庁：町界がまたがっているため、このような表現になっているが、この2筆を併せたものが、今回の建築敷地になっている。

委員：公図の写しにおいて、赤色と緑色の範囲は、登記上、別の筆なのか。

処分庁：同じ筆であるが、許可基準において、有効敷地面積に含められない通路範囲を赤色で表現し、含められる敷地範囲を緑色で表現している。

会長：ほかに意見がなければ、同意としてまとめてよろしいか。
(異議なし。)

会長：同意とする。

(3) 包括同意案件に関する報告

ア 建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可（専用住宅：右京区1件）

(7) 報告の概要

建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可（専用住宅：右京区1件）について、処分庁から資料提示及び説明を受けた。

(4) 報告の結果：了承

(7) 質問等：なし

イ 特定通路における建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：山科区1件）

(7) 報告の概要

特定通路における建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：山科区1件）について、処分庁から資料提示及び説明を受けた。

(4) 報告の結果：了承

(7) 質問等：なし

(4) 包括同意案件に関する報告

建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく許可（小学校：上京区1件）

ア 報告の概要

建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく許可（小学校：上京区1件）について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、質疑を行った。

イ 報告の結果：了承

ウ 質問等

委員：翔鸞小学校と柏野小学校が統合することに伴い、翔鸞小学校の敷地内で今後、整備を行っていく中で、今回、仮設給食棟の増築に当たり、既存不適格日影を有する敷地内での増築であるため、日影許可申請がされたと認識している。既存不適格建物である北校舎棟は将来的に撤去して新しく建て替える計画なのか。

処分庁：統合することで児童数が増加することに伴い、敷地中央の北寄りにある、現在の給食室棟がある場所に本設の給食室棟を建て替える間のつなぎとして、期間限定で仮設給食室棟及び仮設渡り廊下を建て、その他倉庫等については本設で建てる計画である。北校舎棟については、耐震改修が済んでいることもあり、直ちに何かを行うといった計画は今のところはない。

(5) 事前相談

建築基準法第43条第2項第2号の許可（東山区）について、処分庁から資料提示及び説明を受け、質疑を行った。

(6) 令和6年度第1号及び第3号審査請求事件に関する審議について

ア 報告及び審議の概要

令和6年度第1号及び第3号審査請求事件について、審査請求人から提出された審査請求書及び反論書並びに処分庁から提出された弁明書の内容及び今後の進め方について審議した。

イ 審議の結果：継続審議

(7) 令和6年度第2号審査請求事件に関する報告等について

ア 報告及び審議の概要

令和6年度第2号審査請求事件について、審査請求人から提出された審査請求書並びに処分庁から提出された弁明書の内容及び今後の進め方について審議した。

イ 審議の結果：継続審議

京都市建築審査会
会長 高田 光雄